

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 4 3 号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例

川崎市保育・子育て総合支援センター条例（令和元年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）に関する事（規則で定めるセンターを除く。）。

第6条第1項中「又は一時預かり保育」を「、一時預かり保育又は乳児等通園支援」に、「にあつては、」を「にあつては」に改め、「乳児又は幼児」の次に「を、乳児等通園支援にあつては法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児」を加える。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (6) 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。